

東峰村陶の里館 指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

東峰村の文化・情報の発信拠点とし、もって村内外の交流を推進し、産業の振興と地域の活性化を図ることを目的とし、東峰村陶の里館（以下「館」という。）を設置している。

東峰村陶の里館条例（平成17年条例第112号。以下「館条例」という。）第1条の施設の設置目的を念頭に置き、東峰村の振興のための拠点施設として有益な管理運営が行える指定管理者を募集するもの。

2. 施設の概要

（1）施設の名称

東峰村陶の里館

（2）所在地

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941番地3

（3）建物等の概要

木造平屋造 601 m²

建物 物産館、レストラン、休憩舎

（4）開設

平成9年

3. 指定管理者が行う業務及び管理の基準

（1）施設の管理運営に関する業務

（2）その他、施設設置条例及び仕様書を参照

4. 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とする。

5. 経費に関する事項

（1）経費

陶の里館の管理にかかる全ての費用は、指定管理料その他の収入をもって充てるものとする。

（2）指定管理料

村は、施設の管理運営に要する経費の一部を指定管理料として指定管理者に支払う。村が支払う指定管理料の金額、支払時期、支払額、支払方法等は、毎年度ごとに締結する年度協定書によって定める。

（3）諸収入

指定管理料のほか管理運営に起因する収入は、指定管理者の収入とする。

(4) 経費負担

施設の管理運営に要する経費は、利用料金及び指定管理料その他の収入から支出する。ただし、修繕費の経費負担については、次のとおりとする。

- ア 1件あたり60万円（消費税を含む）以上のものについては、村が2分の1、指定管理者が2分の1を負担する。
- イ 1件あたり10万円（消費税を含む）以上60万円（消費税を含む）未満のものについては、村が3分の1、指定管理者が3分の2を負担する。
- ウ 1件あたり10万円（消費税を含む）未満のものについては、指定管理者が負担する。
- エ 構造（躯体）及び収益に直結しない設備等は村が負担する。

6. 指定申請の応募資格

次の（1）から（4）の条件をすべて満たす者とする。

（1）団体であること。（法人格の有無は問わないが、複数の団体で構成する共同企業体等は除く。）

（2）団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本村における一般競争入札の参加を制限されている者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

（3）国税及び地方税を滞納していないこと。

（4）この要項において管理を指定する期間中、安全円滑に館を管理運営できること。

7. 募集の期間及び申請

（1）募集の告示

令和8年1月22日（木）

（2）申請書受付期間・受付場所等

・申請期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月9日（月）まで

（受付時間：午後8時30分から午後5時まで）※休日及び週休日を除く。

・申請場所

申請書は東峰村役場ふるさと推進課へ持参とし、郵送等による申請は無効とする。

- ・申請書提出部数

申請書類の部数は、すべて正１部、副１部（副は複写可）の２部とする。
また、書類については一切返却致しないものとする。

8. 申請書類

下記の書類を東峰村役場ふるさと推進課まで提出を求める。

(1) 申請資格を有していることを証する書類

- ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これに相当する書類
- エ 様式第２号による申請資格に関する申立書
- オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第２号）

(2) 管理運営を行う公の施設の事業計画書

(3) 管理運営を行う公の施設の収支計画書

(4) 団体の経営状況を説明する書類

- ア 前事業年度の収支計算書又はこれに相当する書類
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類
- ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 事業報告書
- オ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和８年１月２２日（木）から令和８年２月２日（月）まで

(2) 質問方法

質問内容を記入（任意様式）のうえ、電子メールまたはＦＡＸにて提出。

(3) 回答方法

質疑者に電子メールまたはＦＡＸで回答する。

10. 指定管理者の候補の選定

東峰村指定管理者選定委員会において東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例５４号。以下「条例」という。）第５条に基づき選定する。

上記の選定に当たり、ふるさと推進課による書類審査のほか、プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

- ・プレゼンテーション審査予定日：令和８年２月１３日（金）

※詳細は別途通知する。

- ・審査当日に施設の運営方針に係る資料（様式任意）を10部持参すること。
- ・審査基準は下記表のとおり。

評価項目		配点
1) 提案の実現性	①理解度（業務を理解しているか）	5
	②具体性（提案は具体的であるか）	10
	③的確性（実施手法は、的確であるか）	10
	④提案には、実現性があるか	10
2) 提案の独創性	①理解度（村の地域特性を把握しているか）	5
	②活用度（村の資源を活かしているか）	5
	③独創性（独創的な提案か）	5
3) 提案の説得力	①説得力（資料、説明に説得力があるか）	5
	②積極性（提案に積極的な施設が見られるか）	5
4) 会社実績	①会社実績（類似業務の実績は十分か）	10
5) 実施体制	①実施体制（業務を適切に実施できる体制か）	5
	②技術力（業務遂行に必要な知識・経験があるか）	5
6) ヒアリング	①説明力（技術提案書に対する説明が丁寧且つ具体的か）	5
	②的確性（質疑に対する取り組み意欲を感じられるか）	5
	③意欲（業務に対する取り組み意欲を感じられるか）	5
7) 予算計画の妥当性	①妥当性（見積金額は、企画提案されている内容に見合う金額となっているか）	5
		100

1 1. 指定管理者の決定

(1) 指定の方法

条例第9条に基づき指定する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、管理業務を開始する日までに、村と管理に関する協定を締結することとする。

1 2. 留意事項

(1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「6応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないこととする。

(2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「6応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合指定管理者に損害が生じて、村はその賠償の責めを一切負わないものとする。

- (3) 指定管理者の指定後に、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は村と協議し、決定する。協議に当たっては文書によるものとする。

13. 問合わせ先

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

東峰村役場 ふるさと推進課 商工観光係

TEL 0946-72-2312

FAX 0946-28-7723

E-mail furusui@vill.toho.fukuoka.jp